

設計の点検実施要領

1 目的

総務部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局及び下水道局で実施する設計業務（以下「設計業務」という。）について、職員等で組織する点検チーム（以下「点検チーム」という。）が、設計業務の途中段階で、討議形式による設計内容の検討、改善提案を行い、さらなる総合的なコスト縮減（工事コストの縮減に加え、ライフサイクルコストの縮減、工期の短縮、環境負荷の低減等）と職員の技術力向上を図るものである。

2 対象

- (1) 対象とする設計業務は、所長（課長、場長）が、毎年4月に、コスト縮減と職員の技術力向上の観点から、当該年度に実施を予定する設計業務から選定するものとする。
- (2) 選定の標準は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 比較的高度な技術を要するもの
 - イ 民間の技術開発が進んでいるもの
 - ウ 特殊な施工条件であるもの
 - エ その他、代替案を見いだせる可能性の高いもの
 - オ 委託予定金額が500万円以上のもの、または職員が実施する設計業務で委託金額に換算すると500万円以上となるもの

3 点検チームの構成

- (1) 点検対象ごとに点検チームを組織するものとし、所長（課長、場長）が点検者を指定するものとする。
- (2) 点検チームの構成標準は、次のとおりとする。

点検チームの構成標準

点 検 チ ー ム	点 検 者	事業の部長(主幹、担当部長)、担当課長(主査) ^{※1}	1名以上
		所長(課長、場長)、副所長(副課長、副場長)、その他経験ある職員	3名以内
		担当外の部長(主幹、担当部長)、担当外の担当課長(主査)	2名以上 ^{※2}
	説 明 者	監督員(総括、担当)	指定人数
		受注者(現場責任者、管理技術者等)	必要人数

※1 監督員(総括、担当)でない場合とする。

※2 担当外の部長(主幹、担当部長)や担当外の担当課長(主査)がいない場合は、所長(課長、場長)、副所長(副課長、副場長)、その他経験ある職員から2名以上とする。

4 点検時期及び点検回数

- (1) 点検時期は、設計業務における中間打合せ段階（設計の一次案が完成した段階）を標準とする。
- (2) 点検回数は、原則として1回とするが、必要に応じて回数を増やすことができるものとする。

5 点検の方法

- (1) 特記仕様書への記載
発注者は、設計業務の発注にあたっては、別紙「特記仕様書の記載例」を参考に、「設計の点検」を実施する旨を特記仕様書に明記し、必要に応じて、設計協議の中間打合せ回数を追加するものとする。
- (2) 資料の配付等
ア 説明者（監督員）は、点検の1週間前までに点検チームのメンバーに必要な資料（様式2を含む）を配付するものとする。
イ 点検者は、点検実施日までに資料の内容を確認し、考えられる代替案等について調査するものとする。
- (3) 点検の実施
ア 説明者（監督員）は、資料に基づいて総合的なコスト削減の取り組み状況を説明するものとする。
イ 説明者（監督員）は、別紙1の点検表等を用いて点検を進行するものとする。
- (4) 検討結果の報告
説明者（監督員）は、点検時に提案のあった事項について、検討結果を点検チームのメンバーに適宜報告するものとする。

6 報告

- (1) 発注機関は、設計の点検の実施予定について「対象業務一覧表（様式1）」にとりまとめ、毎年5月末までに、総合技術センターに提出するものとする。
- (2) 発注機関は、設計の点検の実施結果について「対象業務一覧表（様式1）」にとりまとめ、毎年3月末までに、総合技術センターに提出するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は実施機関において定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

別紙

特記仕様書の記載例

(土木)

第〇〇条 「設計の点検」

1 受注者は、埼玉県土木設計業務共通仕様書に規定する比較案または最適案の提案、工法等の選定及び、同共通仕様書第1209条第12項に規定する新技術・新工法等の活用検討の一次案について、発注者が中間打合せの一環として行う「設計の点検実施要領」に基づく「設計の点検」に諮るものとする。

2 受注者は、比較案または最適案の提案、工法等の選定及び、新技術・新工法等の活用検討の内容について、総合的なコスト削減（工事コストの削減に加え、ライフサイクルコストの削減、工期の短縮、環境負荷の低減等）の観点から「設計の点検実施要領」に定める「点検総括表（様式2）」及び「個票（様式3）」のほか必要な資料によりとりまとめるものとする。

(建築)

「設計の点検」

受注者は、「設計の点検実施要領」に基づく、「設計の点検」に諮るものとする。

別図

「設計の点検」の標準フローは、次のとおりとする。

